

平成 28 年 8 月 日

介護サービス事業所 様
居宅介護支援事業所 様
地域包括支援センター 様

春日井市健康福祉部介護・高齢福祉課長

介護予防・日常生活支援総合事業における日割りの請求について（通知）

日頃は当市の高齢者福祉行政につきまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当市では、平成 28 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始しております。

貴事業所におかれましても、適正な事務執行に努めていただいているところではありますが、今般、複数の事業者から月額包括報酬の日割り請求についての問い合わせが寄せられておりますので、改めて周知させていただきます。

別紙のとおり総合事業における第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業の請求は、月の途中に利用開始の契約を行い、同月中にサービスを開始した場合、包括報酬ではなく契約日を起算日とした日割り請求となり、従来の予防給付と起算日が異なりますのでご注意ください。

利用者に対して、月の途中にサービス利用開始の契約を行い同月中にサービスを開始したにもかかわらず、包括報酬で既に支払いを受けた場合は、利用者に説明及び過誤分の返金をしていただくとともに、第 1 号事業費の過誤申立手続きを行うようお願い申し上げます。

<参考>

厚生労働省老健局介護保険計画課・振興課・老人保健課事務連絡 I－資料 9

http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/gyoseiShiryou/kaigohoken/systemKanren/systemKanren001/20150331_01.htm

<問い合わせ先>

介護・高齢福祉課 高齢サービス担当
TEL：0568（85）6182

介護・高齢福祉課 指導担当
TEL：0568（85）6921

介護予防・日常生活支援総合事業費の取り下げ依頼書について

- 1 証記載保険者番号に「232066」、証記載保険者名に「春日井市」と記載する。
- 2 事業所番号、事業所名称、所在地、電話番号、担当者名を記載する。
- 3 被保険者番号、被保険者名、サービス提供年月を記載する。
- 4 申立事由コードの様式番号、申立番号をそれぞれ下記から選択し、記載する。
- 5 取り下げ内容欄に申立事由を簡潔に記載する。

※ 提出先は、愛知県国保連合会になります。

●申立事由コード一覧

【様式番号】

様式番号	サービス種類
10	介護予防・日常生活支援総合事業

【申立番号】

●通常過誤用

申立番号	申立番号の略称	申立番号	申立番号の略称
01	台帳過誤（保険者）	45	適正化取下・医療突合
02	請求誤り	46	適正化取下・縦覧点検
09	時効取下	47	適正化取下・給付実績
11	台帳過誤（事業所）	62	不正請求取下
42	適正化取下・その他	82	その他取下
43	適正化取下・ケアプラン	90	その他台帳過誤
44	適正化取下・給付費通知	99	その他取下

●同月過誤用

申立番号	申立番号の略称	申立番号	申立番号の略称
12	同月取下	4C	適正化取下・医療突合
49	適正化取下・その他	4D	適正化取下・縦覧点検
4A	適正化取下・ケアプラン	4E	適正化取下・給付実績
4B	適正化取下・給付費通知	69	不正請求取下

